



**相 模 原 市**  
**請負工事設計変更ガイドライン**

令和2年4月

相 模 原 市

## 目 次

1	ガイドラインの目的	1
2	設計変更の基本事項	1
(1)	定義	1
(2)	基本原則	1
(3)	設計変更を行う場合	2
(4)	指定・任意の運用	3
(5)	設計図書の照査【土木工事】	4
3	発注者の留意事項	5
4	受注者の留意事項	5
5	設計変更を行う場合の具体的な事例と手続き	6
5-1	設計図書が互いに一致しない場合(契約書第18条第1項第1号)	6
5-2	設計図書に誤謬又は脱漏がある場合(契約書第18条第1項第2号)	7
5-3	設計図書の表示が明確でない場合(契約書第18条第1項第3号)	7
5-4	設計図書と実際の工事現場が一致しない場合(契約書第18条第1項第4号)	7
5-5	予期することのできない特別な状態が生じた場合(契約書第18条第1項第5号)	8
5-6	発注者が必要と認め、変更する場合(契約書第19条)	8
5-7	工事を一時中止する必要がある場合(契約書第20条)	9
5-8	「設計図書の照査」の範囲を超える作業を指示した場合(契約書第18条)	10
6	契約変更の手続き	11

## 1 ガイドラインの目的

相模原市は、市民生活や経済活動の基盤となる道路、上下水道、河川、公園、学校などの様々な社会資本を整備・維持管理するため、毎年数多くの工事を実施しています。

これらの工事は、地形、地質、天候などの自然条件や、騒音、振動、交通の確保等の社会的な制約条件の中で完成させるため、必要な調査、検討のうえ工事発注を行っていますが、予見できない事態が発生し、工事内容の変更（設計変更）が避けられない場合が多くあります。

本ガイドラインは、相模原市工事請負契約書等を踏まえ、設計変更を行う際の発注者及び受注者双方の留意点や、設計変更を行う事例を明示することで、契約関係における責任の所在の明確化及び契約内容の透明性の向上を図り、設計変更を行わなければならない場合における手続を円滑化することを目的としています。

なお、本ガイドラインは、相模原市工事請負契約書を使用して契約した工事に適用するものとします。

また、設計変更及び契約変更に関する規定について、相模原市工事請負契約書に準じた契約書を使用した請負契約においても準用するものとします。

※請負契約:「～修繕」、「～業務委託」など、契約件名によらず、委託した仕事の完成をもって請負金額を支払う契約

## 2 設計変更の基本事項

### (1) 定義

- **設計変更**とは、工事の施工にあたり**設計図書の内容の一部を訂正・変更すること**をいう。
- **契約変更**とは、設計変更に伴う**契約金額の変更**又は**工期の変更**の決定に基づく契約の変更を行うことをいう。

### (2) 基本原則

設計変更の基本原則として、相模原市請負工事設計変更事務取扱要綱第3条第1項に次のように定めています。

**「設計変更及び契約変更は、当該工事の契約の目的を変更しない限度において、特に必要な場合又はやむを得ない場合に限り行うことができる。」**

したがって、次のような場合は、上記の設計変更の基本原則の範囲を越えるものですので、当該工事との分離発注が困難な場合等を除き、設計変更により対応せず、**別途発注**とします。

- 設計変更による増加見込金額の累計が**当初契約金額の30%を超える**場合
- **当初契約した施工場所以外の**場所での施工を**追加**する場合
- 当初の**工事目的と関係のない工種**を追加する場合

### (3) 設計変更を行う場合

相模原市工事請負契約書（以下「契約書」という。）に設計変更を行う場合について規定されています。主なものは表1のとおりです。

表1 主な設計変更を行う場合とその条文

設計変更を行う場合	契約書
1 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が互いに一致しない場合（⇒5-1）	第18条 第1項第1号
2 設計図書に誤謬 <sup>ごびゅう</sup> 又は脱漏がある場合（⇒5-2）	第18条 第1項第2号
3 設計図書の表示が明確でない場合（⇒5-3）	第18条 第1項第3号
4 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合（⇒5-4）	第18条 第1項第4号
5 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合（⇒5-5）	第18条 第1項第5号
6 発注者が必要と認め、設計図書の内容を変更する場合（⇒5-6）	第19条
7 工事用地等の確保ができない、掘削工事における予期せぬ埋設物が発見された時等のため又は受注者の責めに帰すことのできないものにより、受注者が工事を施工できないと認められる（工事を一時中止する必要がある）場合（⇒5-7）	第20条
8 発注者が、受注者が行う「設計図書の照査」の範囲を超える作業を指示した場合（⇒5-8） 【土木工事のみ】	第18条

上記以外にも契約書では、第8、15、17、27、28、30、34条等において設計変更する場合があることを規定しています。

しかし、表1にあてはまる場合であっても、設計変更の基本原則の範囲を越える場合は、設計変更により対応することはできません。

また、下記に示すとおり、発注者の指示を受けずに工事内容を変更して施工する等、正規の手続きを経していない場合も、設計変更により対応することはできません。ただし、契約書第27条（臨機の措置）での対応はこの限りではありません。

[設計変更で対応できない具体的な事例]

□ 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず受注者が独自に判断して施工を実施した場合

→対応例：受注者は契約書第18条第1項各号に該当する事実等を発見したときは、工事打合せ書等の書面により発注者に確認を求める。

- 発注者と「協議」しているが、**協議の回答がない時点で施工を実施**した場合  
→対応例：協議の内容によっては、発注者側で各種検討・調整等を行い回答までに期間を要する場合もあるため、受注者は事実が判明次第、早い段階で協議を行う。
- **「承諾」で施工**した場合  
→対応例：承諾とは、受注者が自らの都合による施工方法等について発注者の同意を得るものである。設計図書と工事現場の不一致、条件明示のない事項等については、書面により協議をする必要があり、安易な承諾による施工は避けるべきである。
- **正式な書面によらない事項**（口頭のみ指示・協議等）の場合  
→対応例：発注者は速やかに書面による指示・協議等を行う。受注者は書面による指示・協議等の回答を得るまでは施工しない。

#### （４）指定・任意の運用

##### ア 定義

- **指定**とは、工事目的物を施工するにあたり、**設計図書で指定したとおり**施工を行わなければならないものである。
- **任意**とは、工事目的物を施工するにあたり、**設計図書では指定せず、受注者の責任において自由に施工を行うことができる**ものである。

##### イ 任意の運用

指定・任意については、契約書第1条第3項に定められているとおり、適切に扱う必要があります。

- 任意については、**その仮設、施工方法の一切の手段の選択は受注者の責任で行う。**
- 任意については、その仮設、施工方法に変更があっても**原則として設計変更の対象としない。**
- ただし、任意であっても、**当初設計時の想定と現地条件が異なる場合は、設計変更の対象とすることができる。**

表2 指定・任意の考え方

	指 定	任 意
設計図書での取扱	施工方法等について具体的に指定します。 (契約条件として位置付け)	施工方法等について指定しません。 (積算に使用した標準的工法等を参考図として示す場合があるが、契約条件ではない)
施工方法等の変更	発注者の指示又は承諾が必要。	受注者の任意。 (施工計画書等の修正、提出は必要)
施工方法の変更が生じた場合の設計変更	対象とします。	対象としません。
当初明示した条件の変更が生じた場合の設計変更	対象とします。	対象とします。

[任意における対応の不適切な事例]

- 工法で積算しているので、「○○工法以外での施工は不可」との対応。(発注者)
- 標準歩掛かりではバックホウで施工となっているので、「クラムシェルでの施工は不可」との対応。(発注者)
- 新技術の活用について受注者から申し出があった場合に、「積算上の工法で施工」するよう対応。(発注者)
- 任意部分において、受注者の考えで決定した施工方法にも係わらず、結果的に費用が増額したことにより契約金額の増額を要求。(受注者)

## (5) 設計図書の照査【土木工事】

受注者は、土木工事共通仕様書第1編1-1-3で定めたとおり、施工前及び施工途中において、契約書第18条第1項第1号から第5号に係わる照査を行わなければなりません。

### ア 照査の範囲

受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲は、以下のとおりです。

(ア) 設計図書と積算の参考とした図書等の内容について整合がとられているかどうかの確認。

- 数量計算書と設計積算書(単抜き)・図面の内容の整合確認。
- 構造計算書の入力値や計算値と図面の整合確認。

(イ) 設計図書記載内容の現場の状態・施工条件と、実際の工事現場の状態・施工条件が一致しているか等の確認。

- 設計図面のとおり構造物を作ることが出来るかどうか。
- 縦横断図の地盤線と現地盤線の確認及びその軽微な修正等。
- 当初横断図の推定岩盤線と現地岩盤線の確認及びその軽微な修正等。
- 埋設物、支障物件等の現地確認。

※ 舗装繕工の縦横断設計(当初の設計図書において縦横断図が示されておらず、土木工事共通仕様書第3編「16-4-3路面切削工」「16-4-5切削オーバーレイ工」「16-4-6オーバーレイ工」等に該当し縦横断設計を行うものは設計照査の範囲である。)

### イ 共通仕様書により受注者が作成する資料の範囲

受注者は、照査の結果、契約書第18条第1項第1号から第5号に該当する事実がある場合は、「設計図書の照査に関する報告書」とともに発注者にその事実が確認できる資料を提出し、確認を求めなければなりません。確認のための資料とは以下のとおりです。(土木工事共通仕様書第1編1-1-3 抜粋)

- |                                   |                 |
|-----------------------------------|-----------------|
| <input type="checkbox"/> 現場地形図    | 実測横断図           |
| <input type="checkbox"/> 設計図との対比図 | 当初設計図への現地盤線等の作図 |
| <input type="checkbox"/> 取り合い図    | 当初設計図への既設構造物の追記 |
| <input type="checkbox"/> 施工図      | 実工程上問題となる施工資料   |

□ 更なる追加資料

更なる追加資料（更に詳細な説明又は書面の追加）とは、現地の事実が確認できない場合に限り発注者が受注者に要求できるものであり、新たな比較設計や構造計算が伴うものは照査の範囲に含みません。

### 3 発注者の留意事項

請負工事の施工は設計図書に従い行われるため、発注者は、受注者が工事の目的に沿った適切な施工ができるよう、**設計図書には必要な施工条件を明示しなければなりません**。また、変更の必要がある場合は**受注者に対して書面により指示を行わなければなりません**。

なお、**工事目的と関係のない工種の追加や別の工事施工すべき工種の追加を受注者に対して指示を行ってはいけません**。

適切に工事を施工するため、発注者は次の事項に留意しなければなりません。

□ 設計積算にあたっての工事の施工に係る制約事項については、設計図書において必ず**条件を明示する**（条件明示については、**巻末資料**を参照）。

□ 設計変更を行う必要が生じた場合などの**必要な指示、協議等は**工事打合せ書により**書面で行う**（契約書第1条第5項）。

- ・ 変更を指示する際の工事打合せ書には、変更理由、変更概要、変更金額（概算）、変更工期（予定）及びその他変更に伴う措置等のうち当該変更に関し必要な事項を記載する。

なお、記載する変更金額（概算）及び変更工期（予定）は、契約を拘束するものではない。

- ・ 緊急を要する指示等のため変更金額（概算）を記載できない場合は、後日協議する旨を記載する。

□ 受注者に**設計図書の照査**を行わせる（土木工事共通仕様書第1編1-1-3）。【土木工事】

□ 受注者から設計図書についての確認の請求があった場合は、受注者立会いの上、調査を行い、その結果について14日以内に受注者に通知を書面により行う（契約書第18条第1項～第3項）。

□ **設計変更後の契約金額や工期は**、受注者と協議のうえ決定する（契約書第24条、第25条）。

### 4 受注者の留意事項

受注者は、工事の目的を達せられるよう施工する義務があり、そのため工事の施工にあたって発注者の意図、設計図書、現場条件などを確認する必要があります。

適切に工事を施工するため、受注者は次の事項に留意しなければなりません。

□ 工事の着手前又は施工中、**設計図書の照査を行う**（土木工事共通仕様書第1編1-1-3）。

【土木工事】

□ 設計図書と工事現場に相違がある、必要な条件明示がされていないなど施工上の**疑問が生じた場合は、直ちに発注者に**工事打合せ書により**書面で通知する**（契約書第18条第1項）

なお、設計図書等の確認の必要が生じ、発注者が調査を行う場合は、それに立会う。

□ 数量、仕様書等の設計図書の変更が必要な場合は、その旨、発注者と工事打合せ書により書面で協議を行い、発注者からの工事打合せ書による書面での指示に従い施工する（独自の判断で施工しない）。

## 5 設計変更を行う場合の具体的な事例と手続き

2（3）の表1に示した理由により設計変更を行う場合の具体的な事例と、設計変更の手続きを示します。

### 5-1 設計図書が互いに一致しない場合（契約書第18条第1項第1号）

#### （1）具体的な事例

□ 平図面と縦断図の数量（管布設延長、材料、仕様等）が一致しない。

#### （2）設計図書の訂正又は変更を行うまでの手続き

設計図書が互いに一致しないことが判明した時点から、設計図書の訂正又は変更を行うまでの手続きを図1に示します。

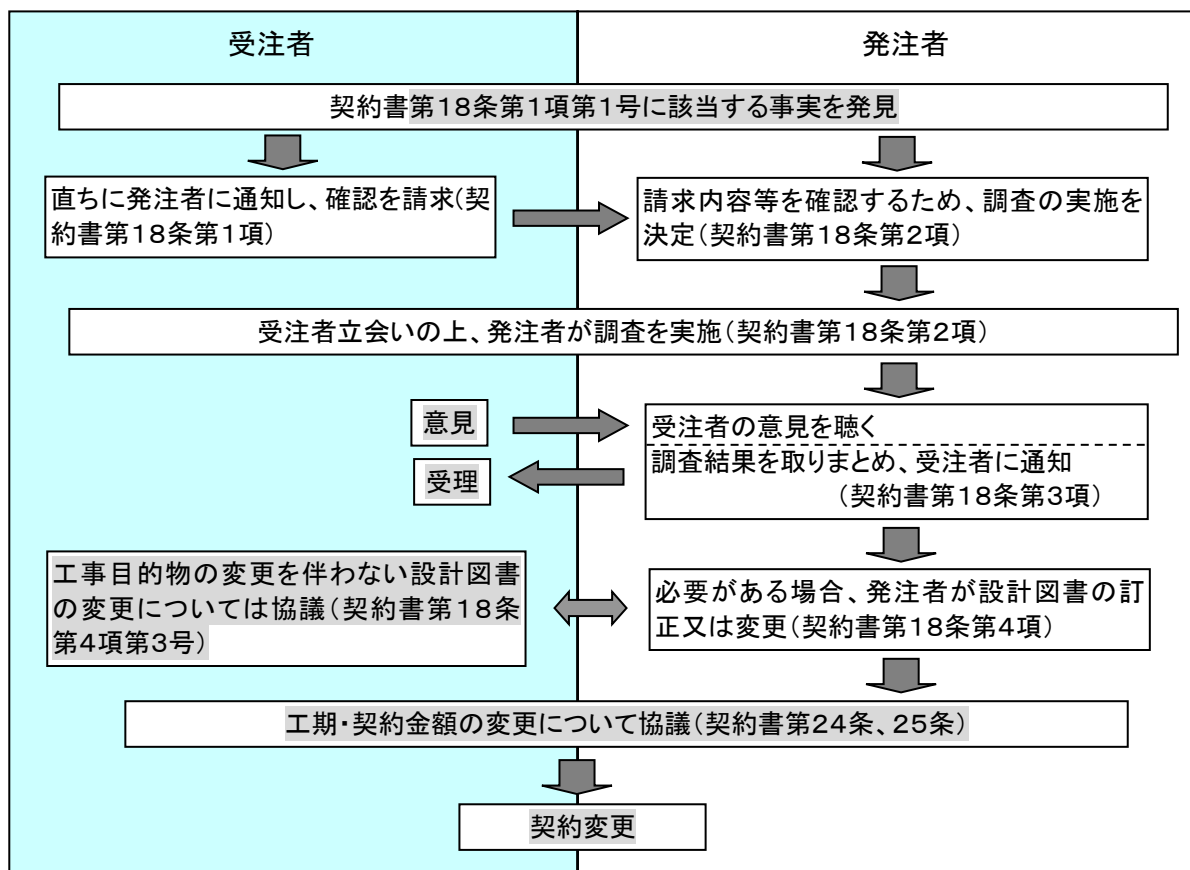


図1 設計図書が互いに一致しない場合の手続き

(5-1～5-5共通)



## 5-2 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合(契約書第18条第1項第2号)

### (1) 具体的な事例

#### ア 設計図書に誤謬がある場合

- 設計図書に明示されている矢板の打設方法では、条件明示されている土質で施工できない。
- 設計図書における記載が間違っている。

#### イ 設計図書に脱漏がある場合

- 使用する部材の品質が明示されていない。
- 条件明示する必要があるにも係わらず、土質に関する必要な条件明示がない。
- 条件明示する必要があるにも係わらず、地下水位に関する必要な条件明示がない。
- 条件明示する必要があるにも係わらず、交通誘導警備員に関する必要な条件明示がない。

### (2) 設計図書の訂正又は変更を行うまでの手続き

図1と同じです。

## 5-3 設計図書の表示が明確でない場合(契約書第18条第1項第3号)

### (1) 具体的な事例

- 土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確である。
- 使用する水替工の記載はあるが、作業時、常時などの運転状況の明示がない。
- 使用する材料の規格(種類、強度等)が明確に示されていない。

### (2) 設計図書の訂正又は変更を行うまでの手続き

図1と同じです。

## 5-4 設計図書と実際の工事現場が一致しない場合(契約書第18条第1項第4号)

### (1) 具体的な事例

- 設計図書に明示された土質や地下水位と工事現場の土質や地下水位が一致しない。
- 設計図書に明示された地盤高と工事現場の地盤高が一致しない。
- 設計図書に明示された舗装構成と工事現場の舗装構成が一致しない。
- 設計図書に明示された劣化の範囲、劣化の程度と実際の劣化の範囲、劣化の程度が一致しない。
- 設計図書に明示された地下埋設物の位置、大きさ、数量等が工事現場の状況と一致しない。
- 設計図書に明示された機械設備の寸法と設置箇所の寸法が一致しない。
- 設計図書に明示された補修箇所の形状と補修部品の形状が一致しない。
- 設計図書に明示された交通誘導警備員の配置人数と実際の必要配置人数が一致しない。(警察等との協議結果による)

### (2) 設計図書の訂正又は変更を行うまでの手続き

図1と同じです。

## 5-5 予期することのできない特別な状態が生じた場合（契約書第18条第1項第5号）

### （1）具体的な事例

- 埋蔵文化財が発見され調査が必要となった。
- 工事範囲の一部に軟弱な地盤があり、地盤改良が必要になった。
- 予見できなかった地中障害物が発見され、調査が必要になった。

### （2）設計図書の訂正又は変更を行うまでの手続き

図1と同じです。

## 5-6 発注者が必要と認め、変更する場合（契約書第19条）

### （1）具体的な事例

- 図面と設計積算書（単抜き）※で管の口径が一致しない。【土木工事のみ】
- 図面と設計積算書（単抜き）※でH鋼の規格が一致しない。【土木工事のみ】
- 図面と設計積算書（単抜き）※の数量（管布設延長、舗装面積、材料、仕様等）が一致しない。【土木工事のみ】
- 図面に示されている材料が設計積算書（単抜き）※に計上されていない。【土木工事のみ】
- 地元調整の結果、施工範囲を拡大（縮小）する。
- 地元調整の結果、施工時間、施工日を変更する。
- 同時に施工する必要のある工種が判明し、その工種を追加する。
- 警察、河川・鉄道等の管理者、電力・ガス等の占有事業者、消防署等との協議により、施工内容の変更、工事の追加をする。
- 関連する工事の影響により施工条件が変わったため、施工内容を変更する。
- 工事現場の安全上、フェンス等の防護施設（共通仮設費に含まれるものを除く。）が必要と判断し、追加する。
- 当初設計で指定していた建設副産物（残土等）の処分先を変更する。
- 使用材料を変更する。
- 隣接工事との調整で、交通誘導警備員の配置人数を変更する。
- 概算数量発注により概数として取り扱っている数量の確定に伴い変更する。

### （2）設計図書の訂正又は変更を行うまでの手続き

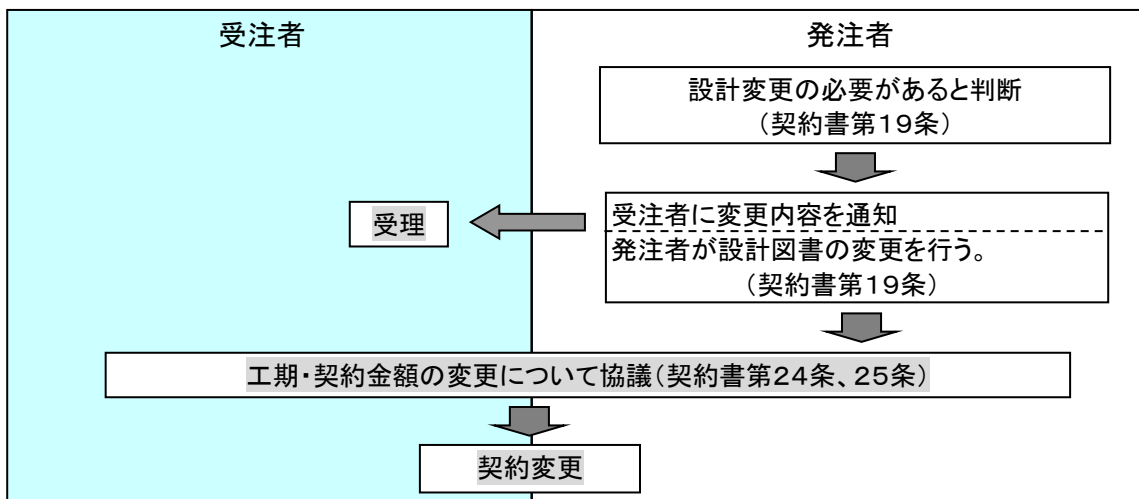


図2 発注者の都合により設計変更を行う場合の手続き（5-6）

## 5-7 工事を一時中止する必要がある場合（契約書第20条）

※「工事一時中止に係るガイドライン」参照

### （1）具体的な事例

#### ア 工事用地等の確保ができない場合

- 設計図書に工事着工時期が定められているが、その期日までに受注者の責によらず施工できない。
- 設計図書に定められた期日までに詳細設計が未了のため、施工できない。
- 発注者の義務である工事用地等の確保が行われていない。
- 管理者協議の結果、施工できない期間が設定された。
- 警察、河川・鉄道等の管理者間協議が整っていない。
- 別契約の関連工事の進捗が遅れた。
- 同一現場内に複数の工種の工事があり、一部の工事の契約が成立しない、一部の工事で大幅な施工の遅延が生じた、又は一部の工事の受注者に倒産等の施工できない等の状況が発生し、他の契約済みの工事の施工ができない。
- 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため施工を続けることが不可能と認められる。
- 設計時に行った関係機関との基本協議に基づく施工方法が、工事契約後に行った詳細協議で変更された。
- 設計変更等により計画通知手続が必要になり、工事の施工を止める必要が生じた。

#### イ 自然的若しくは人為的な事象により工事を施工できない場合

- 受注者の責によらない何らかの事象（地元調整等）が生じた。
- 予見できない事態（地中障害物の発見等）が発生した。
- 地中障害物、埋設物の調査及び処理を行う必要が生じた。
- 豪雨、地震、火災等により地形等の物理的な変動があった。

### （2）設計図書の訂正又は変更を行うまでの手続き

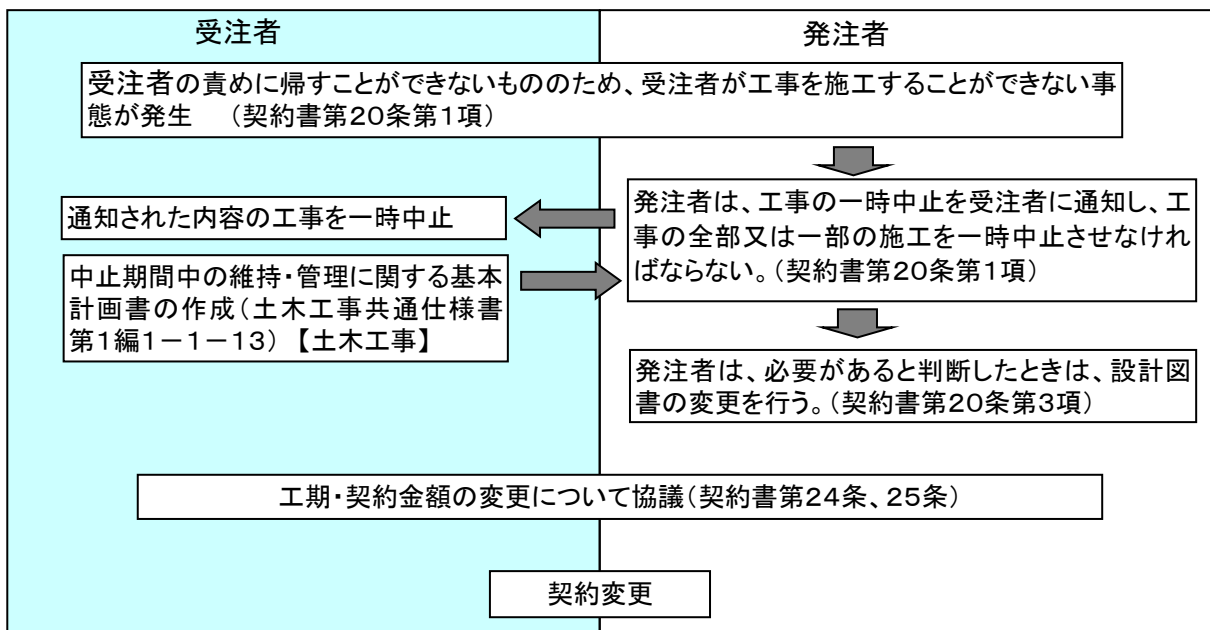


図3 工事を一時中止する場合の手続き（5-7）

## 5-8 「設計図書の照査」の範囲を超える作業を指示した場合

(契約書第18条)【土木工事のみ】

発注者は受注者に「設計図書の照査」の範囲を超える設計図書の訂正又は変更を実施させる場合において、必要があると認められる場合は、工期、契約金額を変更しなければなりません。

### (1) 「設計図書の照査」の範囲を超えるもの

#### ア 新たに設計図の作成が必要なもの

- 現地測量の結果、横断図を新たに作成する必要があるもの。又は横断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの。
- 施工の段階で判明した推定岩盤線の変更に伴う横断図の再作成が必要となるもの。ただし、当初横断図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる。
- 現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの。又は土工の縦横段計画の見直しが必要となるもの。

#### イ 構造計算等が伴うもの

- 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。
- 構造物の載荷高さが変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの。
- 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成。
- 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成。
- 土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成。

#### ウ 設計根拠の検討まで必要なもの

- 「設計要領」・「各種示方書」等との対比設計。
- 設計根拠まで遡る設計図書の見直し。
- 構造物の応力計算書の計算入力条件の確認や、構造物の応力計算を伴う照査。
- 設計のための地質調査が必要な場合。(品質管理のための調査は含まない)
- 現地調査の結果、既存の埋設物(ケーブル、配管等)等の位置や内容の見直しの必要が生じた場合。
- 現地調査の結果、設計図書で明示している既存設備の機能や能力等が異なる場合の容量計算及び図面作成。
- 舗装修繕工事の縦横断設計(当初の設計図書において縦横断面図が示されており、その修正を行う場合とする。なお、設計図書で縦横断図が示されておらず土木共通仕様書第3編 16-4-3 路面切削工、16-4-5 切削オーバーレイ工等に該当し、縦横断設計を行うものは設計照査に含まれる)

適正な設計図書に基づく出来形数量の算出及び完成図については、受注者の費用負担によるものとなります。

## (2) 設計図書の訂正又は変更を行うまでの手続き

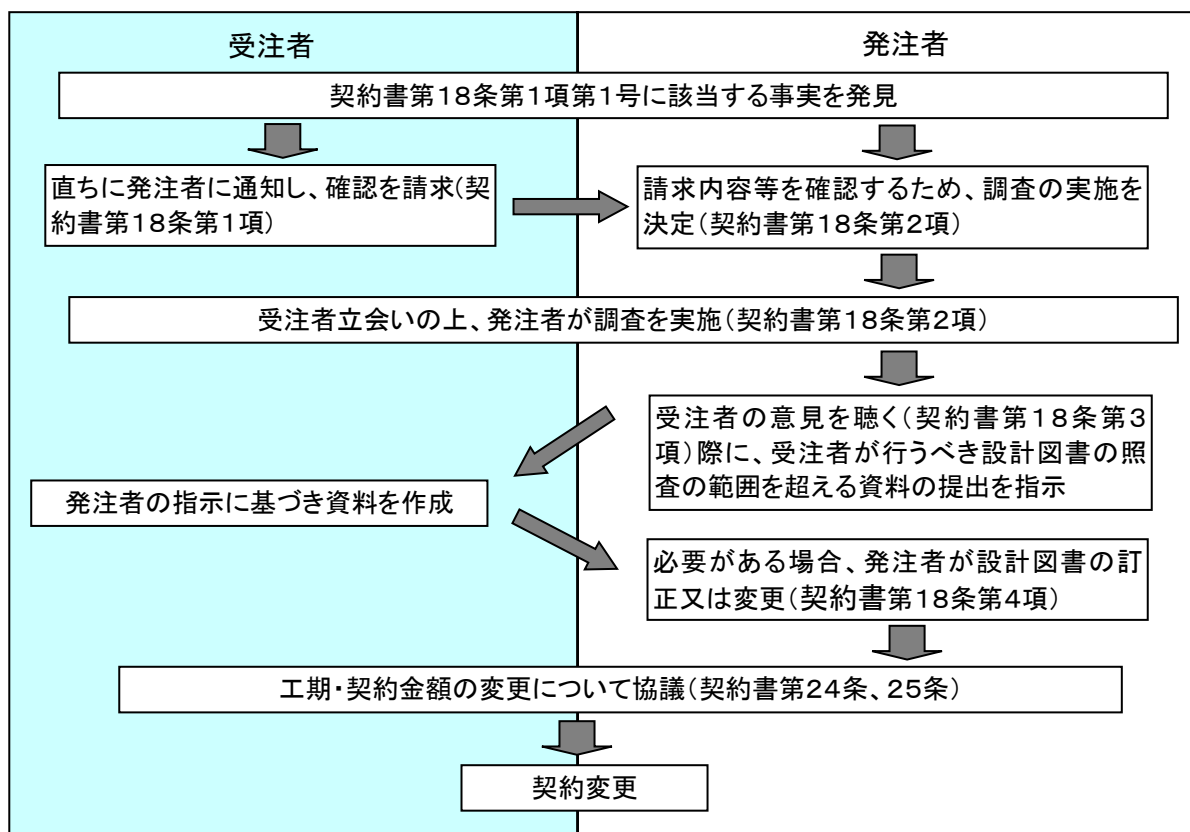


図4 「設計図書の照査」の範囲を超える作業を指示した場合（5－8）

## 6 契約変更の手続き

当該契約締結時の価格及び工期を基礎として設計変更を行い、契約金額の増減及び工期の伸縮が生じる場合は、発注者が受注者に契約変更協議書により協議開始の通知の上、**書面により発注者と受注者の協議**を行い契約金額及び工期を決定します。（契約書第24条、第25条）

なお契約書第31条では、契約金額を増額すべきであるが、予算制度、予算の運営上、契約金額の増額ができないときに、代わりに設計図書の変更を行うことができることを規定しています。この場合、設計図書の変更内容は、発注者と受注者で工事打合せ書により協議を行い、別途定める所定の様式により協議開始の通知を行い書面による発注者と受注者の協議を行い決定します。

※受注者が発注者に提出する請負工事の設計変更及び契約変更手続きに係る様式は、以下のアドレスよりダウンロードできます。

### ・ 設計図書の照査【土木工事のみ】

<http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei/1004443/1004463.html>

### ・ 設計変更及び契約変更手続き（受注者→発注者）

[http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shinseisho\\_menu/keiyaku/1011324.html](http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shinseisho_menu/keiyaku/1011324.html)

## 巻末資料

### 資料1

条件明示について(平成14年3月28日付け国官技第369号・国土交通省大臣官房技術調査課長)

### 資料2

施工条件明示について(平成14年5月30日付け国営計第24号・国土交通省大臣官房官庁営繕部営繕計画課長)

国官技第369号  
平成14年3月28日

各地方整備局企画部長  
北海道開発局事業振興部長 あて

国土交通省大臣官房技術調査課長

### 条件明示について

国土交通省直轄の土木工事を請負施工に付する場合における工事の設計図書に明示すべき施工条件について、「建設省技調発第24号」（平成3年1月25日付け）に補足追加し、明示項目及び明示事項（案）をとりまとめたので参考にされたく通知する。

なお、「条件明示について」（平成3年1月25日）建設省技調発第24号は廃止する。

### 記

#### 1. 目的

「対象工事」を施工するにあたって、制約を受ける当該工事に関する施工条件を設計図書に明示することによって、工事の円滑な執行に資することを目的とする。

#### 2. 対象工事

平成14年4月1日以降に入札する国土交通省直轄の土木工事とする。

#### 3. 明示項目及び明示事項（案）

別紙

#### 4. 明示方法

施工条件は、契約条件となるものであることから、設計図書の中で明示するものとする。また、明示された条件に変更が生じた場合は、契約書の関連する条項に基づき、適切に対応するものとする。

#### 5. その他

- (1) 明示されない施工条件、明示事項が不明確な施工条件についても、契約書の関連する条項に基づき甲・乙協議できるものであること。
- (2) 現場説明時の質問回答のうち、施工条件に関するものは、質問回答書により、文書化すること。
- (3) 施工条件の明示は、工事規模、内容に応じて適切に対応すること。なお、施工方法、機械施設等の仮設については、施工者の創意工夫を損なわないよう表現上留意すること。

明示項目及び明示事項（案）

明示項目	明示事項
工程関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期</li> <li>2 施工時期、施工期間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法</li> <li>3 当該工事に関し関係機関等と協議が成立していない事項がある場合は、当該協議の未成立により制約を受ける内容、当該協議事項及び当該協議の成立見込時期</li> <li>4 関係機関、地方公共団体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲</li> <li>5 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期</li> <li>6 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間</li> <li>7 設計工程上見込んである休日日数等作業不能日数</li> </ol>
用地関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込時期</li> <li>2 工事用地等の使用終了後における復旧内容</li> <li>3 工事用仮設道路・資材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等</li> </ol>
公害関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容</li> <li>2 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間</li> <li>3 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等）</li> <li>4 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等</li> </ol>
安全対策関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間</li> <li>2 鉄道、ガス、電気、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容</li> <li>3 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容</li> <li>4 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合は又は発破作業等に制限がある場合は、その内容</li> <li>5 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容</li> </ol>
工事用道路関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 一般道路を搬入路として使用する場合             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等</li> <li>(2) 搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容</li> </ol> </li> </ol>



工事中 道路関係	<p>2 仮道路を設置する場合</p> <p>(1) 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間</p> <p>(2) 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去）</p> <p>(3) 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容</p>
仮設備 関係	<p>1 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等</p> <p>2 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及び施工方法</p> <p>3 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容</p>
建設副産 物関係	<p>1 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの、距離、時間等の処分及び保管条件</p> <p>2 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容</p> <p>3 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件。なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件</p>
工事支障 物件等	<p>1 地上、地下等への占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、その支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等</p> <p>2 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等</p>
薬液注入 関係	<p>1 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等</p> <p>2 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容</p>
その他	<p>1 工事中資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等</p> <p>2 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引渡場所等</p> <p>3 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等</p> <p>4 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容</p> <p>5 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件</p> <p>6 工事中電力等を指定する場合は、その内容</p> <p>7 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容</p> <p>8 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期</p> <p>9 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等</p>

国 営 計 第 24 号  
平成14年5月30日

別紙あて

国土交通省大臣官房  
官庁営繕部営繕計画課長

### 施工条件明示について

国土交通省直轄の営繕工事を請負施工に付する場合における工事の設計図書に明示すべき施工条件について、「建設省営計発第22号」（平成3年3月27日付け）に補足追加し、明示項目及び明示事項（案）をとりまとめたので参考にされたく通知する。

なお、「施工条件明示について」（平成3年3月27日）建設省営計発第22号は廃止する。

#### 記

#### 1. 目 的

「対象工事」を施工するにあたって、制約を受ける当該工事に関する施工条件を設計図書に明示することによって、工事の円滑な執行に資することを目的とする。

#### 2. 対象工事

平成14年5月30日以降に入札する国土交通省直轄の営繕工事とする。

#### 3. 明示項目及び明示事項（案）

別 紙

#### 4. 明示方法

施工条件は、契約条件となるものであることから、設計図書の中で明示するものとする。また、明示された条件に変更が生じた場合は、契約書の関連する条項に基づき、適切に対応するものとする。

#### 5. その他

- (1) 明示されない施工条件、明示事項が不明確な施工条件についても、契約書の関連する条項に基づき甲・乙協議できるものであること。
- (2) 現場説明時の質問回答のうち、施工条件に関するものは、質問回答書により、文書化すること。
- (3) 施工条件の明示は、工事規模、内容に応じて適切に対応すること。なお、施工方法、機械施設等の仮設については、施工者の創意工夫を損なわないよう表現上留意すること。

明示項目及び明示事項（案）

明示項目	明示事項
工程関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響を受ける部分及び内容並びに他の工事の内容及び開始又は完了の時期</li> <li>2 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法</li> <li>3 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容並びに成立見込み時期</li> <li>4 関係機関、自治体等との協議の結果、特定の条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、影響を受ける部分及び内容</li> <li>5 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間</li> <li>6 設計工程上見込んでいる休日日数以外の作業不能日数等</li> </ol>
用地関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 施工のための仮用地等として施工者に、官有地等を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等</li> </ol>
公害関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等防止）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等の指定が必要な場合は、その内容</li> <li>2 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等が予測される場合、又は、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後等調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等</li> </ol>
安全対策 関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間</li> <li>2 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事において施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容</li> <li>3 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容</li> <li>4 交通誘導員の配置を指定する場合は、その内容</li> <li>5 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容</li> </ol>
工事中 道路関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 一般道路を搬入、搬出路として使用する場合 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等</li> <li>(2) 搬入、搬出路の使用中和及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容</li> </ol> </li> <li>2 仮道路を設置する場合 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 仮道路の仕様と設置期間及び工事終了後の処置</li> </ol> </li> </ol>
仮設備 関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等</li> <li>2 仮設備の構造、工法及びその施工範囲を指定する場合は、その構造、工法及びその施工範囲</li> <li>3 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容</li> </ol>

建設副産物関係	<p>1 建設発生土が発生する場合は、その受入場所及び仮置き場所までの距離等及び処分又は保管条件</p> <p>2 建設副産物の現場内での再利用又は減量化が必要な場合は、その内容</p> <p>3 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件。なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離等の処分条件</p>
工事支障物件等	<p>1 地上、地下等における占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等</p> <p>2 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容、期間等</p>
排水関係	<p>1 排水の工法、排水処理の方法及び排水の放流先等を指定する場合は、その工法、処理の方法、放流先、予定される排水量、水質基準及び放流費用</p> <p>2 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間</p>
薬液注入関係	<p>1 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等</p> <p>2 周辺環境に与える影響の調査が必要な場合は、その内容</p>
その他	<p>1 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引渡場所等</p> <p>2 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等</p> <p>3 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件及びその内容等</p> <p>4 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件</p> <p>5 工事用水及び工事用電力等を指定する場合は、その内容</p> <p>6 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容</p> <p>7 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期</p>



**相模原市請負工事設計変更ガイドライン**

平成19年4月

平成22年8月改訂

平成23年2月改訂

平成23年4月改訂

平成30年4月改訂

令和元年8月改訂

令和2年4月改訂

都市建設局 技術監理課